



平成 29 年 10 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社ティラド
代表者名 取締役社長 嘉 納 裕 躬
(コード番号 7236 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員 経理・財務部長 金井 典夫
(TEL 03-3373-1101)

株主優待制度改定に関するお知らせ

当社は、下記の通り株主優待制度を改定することについて、平成 29 年 10 月 25 日の取締役会にて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 改定目的

当社株式を中長期的に保有していただける株主さまの更なる増加を図ることを目的とするものです。

2. 改定内容

(1) 対象となる株主さま

平成 30 年 3 月末日より、毎年 3 月末日現在の当社株主名簿に記載又は記録された、1 単位(100 株)以上かつ 1 年以上継続保有されている株主さまを対象といたします。

※次回ポイント贈呈(平成 30 年 7 月 1 日予定)の対象となるのは、平成 29 年 3 月末日時点で、当社株主名簿に記載又は記録された以降、継続保有され、平成 30 年 3 月末日現在の当社株主名簿に同一株主番号にて記載又は記録された株主さまとなります。

(2) 保有株式数と贈呈ポイント

保有株式数と贈呈ポイントを下記のとおり改定致します。

保有株式数	贈呈ポイント (改定前)	贈呈ポイント (改定後)
100 株～199 株	5,000	5,000
200 株～299 株	7,500	8,000
300 株～399 株	7,500	10,000
400 株～499 株	10,000	12,000
500 株以上	15,000	15,000

3. その他

以下の3点については、現行制度の通り、特に変更はございません。

(1) 優待内容及び贈呈時期について

対象となる株主さまへ、保有株式数に応じたポイント(1ポイント1円相当)を毎年7月1日(予定)に進呈いたします。そのポイントを株主さま限定のウェブサイト「ティラド・プレミアム優待倶楽部」において、保有ポイントの範囲内で800点を超えるお好きな商品(食品、電化製品、ギフト、こだわり雑貨商品など)に交換、あるいは社会貢献活動への寄付もお選びいただけます。

(2) ポイントと商品の交換方法について

対象となる株主さまには、毎年6月下旬頃に「株式会社ティラド株主優待のご案内」(以下、「ご案内状」)をお送りいたしますので、「ご案内状」に記載されている手順に従って、株主さま限定のウェブサイト「ティラド・プレミアム優待倶楽部」に会員登録していただき、ポイントと商品の交換手続きをお願いいたします。商品の送付先は、商品ごとにご自由に設定していただけます。また、「ご案内状」に記載されています優待商品に限り、お電話でのお問い合わせにて商品交換が可能です。

(3) ポイントの繰越及び有効期限について

ポイントは繰越して、より高額な優待商品と交換することもできます。但し、ポイントの有効期限は、ポイント付与日から起算して、翌年のポイント交換期間までが有効期限となります。また、ポイントを繰越す場合、毎年3月末日の株主名簿に同一の株主番号で記載されていることが条件となりますので、3月末日の権利確定日までに、売却やご本人さま以外への名義変更及び相続等により株主番号が変更された場合、当該のポイントは失効し、繰越しはできませんので、十分ご注意ください。

以上

〈お問い合わせ〉

株式会社ティラド 人事・総務部

TEL 03-3373-1101 (土日祝祭日を除く、平日午前9時～午後5時)

〈ティラド・プレミアム優待倶楽部に関して〉

ティラド・プレミアム優待倶楽部ヘルプデスク

TEL 0120-924-084 (土日祝祭日を除く、平日午前9時～午後5時)